



建設キャリアアップシステムシンボルマークの使用について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）シンボルマークのご使用に当たっては、以下の事項を遵守いただき、ホームページやパンフレット、名刺などに広くご活用ください。

詳細につきましては、「(別紙) 建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」をご参照願います。

- ① 以下の者については、「(別紙) 建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」に記載した範囲内に限り、CCUS シンボルマーク使用許諾申請書の提出を求めずに、シンボルマークの使用を認めます。
 - 1) 登録事業者、登録技能者
 - 2) 認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムの運営者、認定アドバイザー
 - 3) 運営協議会の会員団体（当該団体の会員となっている団体は含みますが、個別企業は含みません）
 - 4) 公共工事の発注者※
※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」第二条第二項で定める「国、特殊法人等又は地方公共団体」
- ② 上記に該当しない者であっても、「(別紙) 建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」に基づき、基金の許諾を受けていただくことで、シンボルマークの使用が可能です。
- ③ シンボルマークを使用する際には、使用目的・用途に照らし適切な文言を併記できるものとし、ただし、下記に該当する文言を記載することはできません。
 - 1) CCUS に登録していない事業者又は技能者が CCUS に登録していることを想起させる文言
 - 2) 認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム及び認定アドバイザー以外の者が CCUS に認定を受けていることを想起させる文言

「建設キャリアアップシステムシンボルマーク」の電子データ及び「CCUS シンボルマーク使用許諾申請書」は、CCUS のホームページ (<https://www.ccus.jp/p/info>) からダウンロードしてご使用ください。



建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件

一般社団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が管理する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用許諾について、以下のとおり定める。

- 1 CCUSに登録された事業者及び技能者は、当該登録に係る有効期間内において、当該登録が行われている旨の表示又はCCUSの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。
- 2 CCUS事業本部による認定等を受けた者（認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準API連携認定システムの運営者及び認定アドバイザーに限る。）は、当該認定等が有効に存続している期間内において、当該認定等が行われている旨の表示又はCCUSの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。
- 3 CCUS運営協議会の会員団体（当該団体の会員団体を含む。ただし、個別企業は除く。）は、CCUSの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。
- 4 公共工事の発注者（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体」をいう。）は、公共工事の適切な施工の促進、CCUSの普及等を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。
- 5 1から4までによりシンボルマークを使用する場合には、使用許諾の申請を行うことを要しない。
- 6 1から4までのほか、基金は、使用目的、用途等に照らし適切と認める範囲内において、シンボルマークの使用を許諾することができる。この場合、許諾を受けようとする者は、別記様式の「CCUSシンボルマーク使用許諾申請書」を基金に提出しなければならない。

- 7 前項の許諾には、必要な条件を付することができる。また、許諾の有効期間は、許諾の日より5年間とする。
- 8 シンボルマークの使用に当たっては、基金の定める「建設キャリアアップシステムシンボルマークご利用マニュアル」を遵守しなければならない。
- 9 シンボルマークの使用に当たっては、その使用目的に照らし適切な文言を併記できるものとする。ただし、以下に該当する文言を記載することはできない。
 - 1) CCUS に登録していない事業者又は技能者が CCUS に登録していることを想起させる文言
 - 2) 認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム及び認定アドバイザー以外の者が CCUS に認定を受けていることを想起させる文言
- 10 シンボルマークの使用に関し本使用条件に違反する行為があった場合には、基金は、シンボルマークを使用する者に対し、シンボルマークの使用許諾の取消、シンボルマークの使用の差止めその他の措置を講じることができる。
- 11 CCUS シンボルマークの商標登録（[登録第 6096726 号](#)）が日本国内にのみ有効であることから、本条件の許諾範囲は日本国内とする。

以上

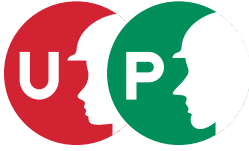
建設キャリアアップシステム シンボルマーク ご利用マニュアル

一般財団法人建設業振興基金では、建設キャリアアップシステムの発展のために、シンボルマークを作成しました。幅広く普及・定着を図るために、ぜひご利用ください。

1 シンボルマーク基本型

カラー

シンボルマークのみ



シンボルマーク&略称



モノクロ

シンボルマークのみ



シンボルマーク&略称



基本表示色



C:15 M:100 Y:90 K:0
R:208 G:17 B:38
特色:DIC235



C:90 M:25 Y:85 K:0
R:0 G:137 B:83
特色:DIC2568

CCUSの色 C:0 M:0 Y:0 K:100/R:0 G:0 B:0/特色:DIC582

基本表示色



C:0 M:00 Y:0 K:70
R:77 G:77 B:77
特色:DIC582の70%



C:0 M:0 Y:0 K:100
R:0 G:0 B:0
特色:DIC582

CCUSの色 C:0 M:0 Y:0 K:100/R:0 G:0 B:0/特色:DIC582

文字付き



建設キャリアアップシステム

フォント:UD新ゴM(丸アンチックMでの使用も可とします。)

2 背景色に関して

基本「CCUS」の文字はK100%で使用しますが、背景が黒もしくは濃い色の場合、「CCUS」を白にしてください。

カラーでの使用可能範囲



背景が白

背景が薄い

背景が黒

背景が濃い

モノクロでの使用可能範囲



背景が白

背景がK10%から50%まで可

3 禁止例

シンボルマークの誤った使用例です。このような使用はしないでください。迷った場合には、下記までお問い合わせください。



背景がシンボルマークと同じ緑



背景がシンボルマークと同じ赤



背景がシンボルマークの緑に近い色



背景がシンボルマークの赤に近い色



背景がシンボルマークと同じK70%



背景がシンボルマークと同じK100%



シンボルマークそのものの色の変更



略称の色の変更



縁をつける



白ぬき



縦横比の変倍

お問い合わせ

一般財団法人 **建設業振興基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
詳しくは建設キャリアアップシステムのホームページをご覧ください。

CCUS シンボルマーク使用許諾申請書



年 月 日

一般財団法人建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部 御中

申請者情報

会社名(申請者名) : _____ 印※

担当者氏名 : _____

所属部署 : _____

連絡先 : TEL _____ Email _____

※法人の方は法人印の押印をお願いします。

建設キャリアアップシステムのシンボルマークに関し、以下の目的・用途に使用するため使用許諾願います。併せて、許可された場合は、許可された範囲外で使用しないことを誓約いたします。

使用目的・用途

基金使用許可

建設キャリアアップシステムのシンボルマークについて、以下の条件において使用を許可します。

- 1、CCUS シンボルマーク使用条件の遵守
- 2、申請した使用目的、用途での使用《制限なし・制限あり(別紙)》

年 月 日

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

印

別紙：使用目的・用途の制限



1、申請内容

2、使用許可範囲

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(441) 【公開日】平成30年2月27日 (2018. 2. 27)
【公報種別】公開商標公報
(210) 【出願番号】商願2018-16951 (T2018-16951)
(220) 【出願日】平成30年2月9日 (2018. 2. 9)
(540) 【商標】



(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第9類 業務用テレビゲーム機用プログラム、電気通信機械器具、腕時計型携帯情報端末、スマートフォン、アプリケーションプログラム、電子計算機用プログラム、電子応用機械器具及びその部品、家庭用テレビゲーム機用プログラム、携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、ダウンロード可能な音楽及び音声、レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル、ダウンロード可能な映像及び画像、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物

第41類 人材育成のための教育及び訓練、資格取得に関する知識の教授、建設工事に関する知識の教授、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、書籍の制作、通信を用いて行う映像又は画像の提供、映画の上映・制作又は配給、通信を用いて行う音楽又は音声の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）

第42類 建築物の設計、測量、機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計、ウェブサイトに関するデザインの考案、デザインの考案（広告に関するものを除く。）、アプリケーションプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、建築又は都市計画に関する研究、公害の防止に関する試験又は研究、電気に関する試験又は研究、土木に関する試験又は研究、コンピュータサイトのホスティング（ウェブサイト）、アプリケーションプログラムの提供、アプリケーションサービスプロバイダーによる電子計算機用プログラムの提供、クラウドコンピューティング、電子計算機の貸与、電子計算機用プログラムの提供

(731) 【出願人】

【識別番号】500357035

【氏名又は名称】一般財団法人建設業振興基金

【住所又は居所】東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館

(740) 【代理人】

【識別番号】100127579

【弁理士】

【氏名又は名称】平野 泰弘

(740) 【代理人】

【識別番号】100171985

【弁理士】

【氏名又は名称】杉本 明子

(740) 【代理人】

【識別番号】100203301

【弁理士】

【氏名又は名称】都築 健太郎

(740) 【代理人】

【識別番号】100204272

【弁理士】

【氏名又は名称】秋和 勝志